

関西広域連合規約の変更について

1. 変更の理由

関西広域連合の構成団体に、奈良県が新たに加入することに伴い、所要の変更を行うとともに、その他必要な規定の整理を行うものです。

2. 変更の概要

- (1) 奈良県の追加（「広域防災」、「広域観光・文化・スポーツ振興」の2分野への参加）について、必要な規定の変更を行うこととします。（第2条、第4条、第8条、別表）
- (2) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行することとします。

<参考>

① 関西広域連合が取り組む7分野の事務への参加状況（奈良県加入後）

	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	奈良県	鳥取県	京都市、大阪市、堺市、神戸市	備考
防災	○	○		○	
観光・文化・スポーツ振興	○	○	○	○※	
産業振興	○		○	○	
医療	○		○	○※	
環境保全	○			○	
試験・免許等	○			※	
職員研修	○			○	

※構成指定都市は、次の事務以外は全て参加

通訳案内士法、国際観光の振興に関する法律に関する事務
救急医療用ヘリコプターに関する事務
資格試験免許に関する事務

② 関西広域連合議員定数（奈良県加入後）

(単位：人)

	大阪府、兵庫県	京都府	滋賀県、和歌山県	奈良県	鳥取県	徳島県	大阪市	堺市、京都 市、神戸市	計
変更前	5×府県=10	4	4×2県=8	-	2	3	3	2×3市=6	36
変更後	10	4	8	3	2	3	3	6	39

3. スケジュール（案）

- H27年9月中下旬～ 奈良県議会および構成府県市議会において規約変更の議案上程
- H27年10月中下旬 総務大臣へ規約変更の許可申請
- H27年11月19日 広域連合議会臨時会において補正予算案および広域計画改定案の議案上程
- H27年11月中下旬以降 総務大臣から規約変更の許可

関西広域連合規約新旧対照表

変更前	変更後
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）
第1条（略）	第1条（略）
（広域連合を組織する地方公共団体）	（広域連合を組織する地方公共団体）
第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。	第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。
第3条（略）	第3条（略）
（広域連合の処理する事務）	（広域連合の処理する事務）
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。	第4条（略）
(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務	(1)～(6)（略）
(2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務 イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務 ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務 エ 防災に資するための人材の育成に関する事務 オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務 カ 防災に係る調査研究に関する事務	
(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務 イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの (7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関	

関西広域連合規約新旧対照表

変更前	変更後
<p>する事務</p> <p>(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務</p> <p>カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務</p> <p>(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務</p> <p>(4) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務</p> <p>(4) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務((7) 及び (4) に掲げるものを除く。)で広域にわたるもの</p> <p>イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務</p> <p>エ 環境学習の推進に関する事務</p>	

関西広域連合規約新旧対照表

変更前	変更後
<p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務</p> <p>イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務</p> <p>ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務</p> <p>(8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務</p> <p>(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。</p> <p>第5条～第7条 （略）</p> <p>（広域連合の議会の定数）</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>36人</u>とする。</p> <p>第9条～第21条 （略）</p>	<p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務</p> <p>イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務</p> <p>ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務</p> <p>(8)～(9) （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、<u>同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第5条～第7条 （略）</p> <p>（広域連合の議会の定数）</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>39人</u>とする。</p> <p>第9条～第21条 （略）</p>

関西広域連合規約新旧対照表

変更前			変更後			
別表(第20条関係)			別表(第20条関係)			
	経費の区分	負担する構成団体		経費の区分	負担する構成団体	
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割(これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割(これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の5	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	(追加)	(追加)	(追加)	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10

関西広域連合規約新旧対照表

変更前	変更後
<p>事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。</p> <p>備考（略）</p> <p><u>附則</u> <u>（新規）</u></p>	<p>事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。</p> <p>備考（略）</p> <p><u>附則</u> この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>